

「国民健康保険税(国保税)についてのお問い合わせ Q&A」

国保年金課 賦課班
(Tel098-850-0142)

Q1 国民健康保険（国保）とはなんですか？

Q2 退職したので国保に加入しようと思いますが、税額はいくらぐらいですか？

Q3 国保税はどのように計算されているのですか？

Q4 国保税は毎月納めるのですか？

Q5 国保税はどのように納めるのですか？

Q6 昨年度の保険税額又は前回通知のあった保険税額より金額が上がっているのはなぜですか？

Q7 世帯主が会社等の健康保険に加入している場合も、世帯主宛に国保税の納税通知書が届くのはなぜですか？

Q8 現在、会社の社会保険に加入していますが、国保税の納税通知書が届きました。なぜですか？

Q9 3月31日に退職して、2か月後の5月下旬に遅れて国保加入の手続きをしました。国保税の計算はどうなりますか？

Q10 他の健康保険加入、引越し、出生・死亡の場合、国保税の計算はどうなりますか？

Q11 国保の扶養に入りたいのですが？

Q12 4月1日に国保に加入し、9月1日から会社等の健康保険に加入しました。9月以降が納期の国保税は納付しなくてもいいですか？

Q13 私（世帯主）と妻に7月中旬に納税通知書が届きました。同じ世帯でなぜ2通も納税通知書が届くのですか？

Q14 納税通知書が届きましたが、納付が困難な場合はどうすればいいですか？

Q15 国保税の減免・軽減制度があると聞きましたが、こういった制度ですか？

Q16 国保税を滞納し続けると、どうなるのですか？

Q17 延滞金とは何ですか？また、どうして支払う必要があるのですか？

Q18 国保税を納めたはずなのに、督促状が届いたのはなぜですか？

Q19 分納誓約を交わしたのに、督促状が届いたのはなぜですか？

Q20 最近、国保税の口座振替手続きをした覚えがないのに振替されているのはなぜですか？

Q21 国保税の納付について、口座振替の手続きを済ませているのに督促状が届いたのはなぜですか？

Q22 年度の途中で 75 歳になり、後期高齢者医療保険に移行しますが、保険税は二重払いにならないですか？

Q23 医者にかからなくても、国保税は支払わなくてはならないのですか？

Q24 なぜ前年中の所得で国保税を計算するのですか？

Q25 国保税の所得割は、どのような所得が課税の対象になりますか？

Q1 国民健康保険（国保）とはなんですか？

A1 日本では、すべての人がいずれかの公的な医療保険に加入しなくてはなりません。これを国民皆保険制度といいます。国民健康保険（国保）はその医療保険の一つであり、事故や病気等にあった際の医療費の経済的な負担が少しでも軽くすむように、被保険者が普段からお金（保険税）を出し合い、お互いに助け合っていこうという社会保障制度です。

制度を運営する保険者は県と市町村となっており、被保険者が納める国保税と県からの補助金を財源に、医療費や出産育児一時金などの給付を行っています。

[- 目次へ戻る -](#)

Q2 退職したので国保に加入しようと思いますが、税額はいくらぐらいですか？

A2 国保税は、世帯主（※1）及び加入する世帯員の前年中（1月～12月）の所得額、国保への加入人数等で税額を算出します。（※1 世帯主が国民健康保険に加入しない場合でも、世帯所得で判定される法定軽減において所得情報が必要になります）

仮計算をご希望の場合は、世帯主および加入予定者の前年中の所得金額がわかる資料（源泉徴収票や確定申告書の控え等）をご用意いただき、お電話または窓口へお越してください。

なお、会社等の健康保険に加入していた期間が2か月以上あれば、会社の任意継続保険に加入することもできます（退職後20日以内の手続きが必要です）。国保への加入手続きの前に、国保税と任意継続の保険料を比較されることをおすすめします。

任意継続に加入した場合の保険料は、「協会けんぽ」（TEL098-951-2211）へお問い合わせ願います。（任意継続に加入した場合の保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額が目安となります）

[- 目次へ戻る -](#)

Q3 国保税はどのように計算されているのですか？

A3 国保税は、医療費の支払いなどに使われる「医療給付費分」(医療分)と、後期高齢者医療制度を支えるための財源に充てられる「後期高齢者支援金等分」(支援分)と、介護保険制度を支えるための財源に充てられる「介護納付金分」(介護分)の3つの合計によって算出されます。

※国保には、会社等の健康保険における扶養という概念がありませんので、加入者ごとに保険税を算出します。

※介護分は、40歳から64歳までの被保険者(介護保険第2号被保険者)の方にかかります。

★詳細につきましては、市ホームページ掲載の[「国保税ガイドブック」](#)をご覧ください。

[- 目次へ戻る -](#)

Q4 国保税は毎月納めるのですか？

A4 国保に継続して加入している世帯、若しくは6月の下旬頃までに国保に加入した世帯につきましては、7月中旬にその年度分の納税通知書をお送りします。国保税の納期につきましては、通常7月(1期)から翌年3月(9期)までの年9回あります(7月以降に加入した場合は、加入手続き月もしくは加入手続き月の翌月から納付となります。)

ただし、通年で特別徴収の対象となっている世帯につきましては、年金の支給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年度分の国保税が6回に分けられて天引きされます。

[- 目次へ戻る -](#)

Q5 国保税はどのように納めるのですか？

A5 以下の3つの納付方法がございます。

1. 郵送される納付書での現金納付

納期限内に、納付書の裏面に記載されている金融機関等やコンビニエンスストアで納めることが可能です(※郵便局およびゆうちょ銀行につきましては、沖縄県内店舗のみ納付可能です。)

2.口座振替による納付

ご指定の金融機関の口座から、納期ごとに国保税が自動的に振替されます。各金融機関に備え付けられている「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印し、金融機関窓口にご提出ください。また、納税通知書の16ページにも国民健康保険税口座振替払申込書が添付されていますので、ぜひご利用ください（ゆうちょ銀行、郵便局では備え付けの指定の様式でお手続きください）。

【手続きに必要なもの】

- ①預金通帳
- ②預金通帳届出の印かん
- ③国民健康保険税納税通知書または国民健康保険証

【申し込み先金融機関】

- ・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄県農業協同組合 ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄県内のゆうちょ銀行、郵便局 ・コザ信用金庫

3.年金からの特別徴収による納付

国保に加入している世帯主及び世帯員が全員65歳～74歳で、法令に基づく特定の条件に該当する場合は、年金からの天引きにより国保税を納めていただく「特別徴収」の対象世帯となります。詳細につきましては、市ホームページ掲載の「[国民健康保険税の特別徴収制度について](#)」をご覧ください。

[- 目次へ戻る -](#)

Q6 昨年度の保険税額又は前回通知のあった保険税額より金額が上がっているのはなぜですか？

A6 主に次の理由が考えられます。

1.賦課所得の増加や所得の未申告による要因

(1) 世帯の合計所得が上がったため

国保税は、前年中の所得で算定されます。前々年中の所得より前年中の所得の方が高かった場合は、保険税が高くなります。

(2) 昨年度適用されていた保険税の軽減制度に該当しなくなったため

国保税の主な軽減制度として、一定の所得以下の世帯に対し、均等割額と平等割額を減額する軽減制度がありますが、世帯の所得が判定基準のため、世帯主及び世帯の国保加入者の中に、一人でも所得状況が分からない未申告の方がいると、軽減制度は適用されません。

また、昨年度に保険税の軽減制度が適用されていた世帯で、前々年中と世帯の所得が変わらない場合でも、世帯の国保加入者数が減少したことが原因で、軽減から外れてしまうことや、軽減割合が変更になることがあります。この場合、保険税の計算の基礎となる所得に変動がなくても、保険税が高くなります。

2.世帯人数の増加によるため

国保税には、世帯の被保険者の人数に応じて加算される均等割額があります。そのため、所得の少ない方が追加で加入した場合でも、保険税は高くなることがあります。

3.介護分の保険税が賦課されたため

40歳から64歳までの国保加入者につきましては、介護分の保険税がかかることから、年度内に40歳に到達する被保険者には、新たに介護分の保険税が賦課されることとなります。

4.保険税率や賦課限度額の改定があったため

前年度から、所得や世帯構成等が変わっていないにも関わらず保険税が上がっている場合は、保険税率や保険税賦課限度額の改定が影響していることがあります。その際は、市の広報等でお知らせします。

[- 目次へ戻る -](#)

Q7 世帯主が会社等の健康保険に加入している場合も、世帯主宛に国保税の納税通知書が届くのはなぜですか？

A7 世帯における国保税の納税義務者は世帯主です。国保には乳幼児など所得のない方も加入するため、各種届出義務や納付義務が、主たる生計維持者である世帯主に課せられています。（関連法令：地方税法第703条の4及び市国民健康保険税条例第1条）

[- 目次へ戻る -](#)

Q8 現在、会社の社会保険に加入していますが、国保税の納税通知書が届きました。なぜですか？

A8 社会保険に加入した後に、国保を脱退する手続きはお済みでしょうか？国保から脱退するためには、市役所への届出が必要です。お手数ですが、社会保険証と国保の保険証をご持参いただき、窓口にてお手続きください。

[- 目次へ戻る -](#)

Q9 3月31日に退職して、2か月後の5月下旬に遅れて国保加入の手続きをしました。国保税の計算はどうなりますか？

A9 国保への加入は、前の健康保険等を離脱した日から14日以内に手続きをしていただくことになっています。今回の場合、5月下旬に国保加入の手続きをされていますが、国保加入日は退職日翌日の4月1日となりますので、国保税は4月分から生じることになります。（※遡っての加入の場合は、最長2か年度分の保険税が遡って課税されます。 関連法令：国民健康保険法第7条〔国保の資格取得時期〕、地方税法17条の5第3項〔遡及課税の期限〕）

届出が遅れると、一度に高額の国保税を負担することになったり、医療費を全額自己負担することにもなりかねませんので、退職されたり、健康保険の扶養から外れた場合は、必ず14日以内に加入の手続きをしてください。

Q10 他の健康保険加入、引越し、出生・死亡の場合、国保税の計算はどうなりますか？

A10 会社等の健康保険等に参加された場合の国保税は、資格取得日の属する月の前月分までを、月割で算出します。

また、住民票の異動があった場合は、それに連動して国保税の金額も変更になります。

転出や死亡の場合は、住民票の異動があった日の属する月の前月分までの国保税を月割で算出します。

転入や出生の場合は、住民票の異動があった日の属する月から国保税を月割で算出します。

なお、会社等の社会保険と納付が重なる場合がありますが、対象としている月はそれぞれの保険者で別々に計算しておりますので、基本的には保険税が社会保険料と二重払いになることはありません。（社会保険の加入・喪失と国保の加入が同じ月に発生する場合は例外です。）

（例：4月から豊見城市の国保に加入し、8月29日に市外へ転出された場合）

→ 豊見城市における国民健康保険の年税額は、4月から7月までの4カ月分の金額が生じることになり、転出先の自治体では、8月分以降の税額が生じることになります。

Q11 国保の扶養に入りたいのですが？

A11 国保には、会社等の健康保険における扶養という概念がありません。国保に加入しているお1人お1人が、被保険者になります。乳幼児など自分で納税や届出を行うことができない方も被保険者となることから、納税や届出は世帯を代表して世帯主が行うことになっています。

Q12 4月1日に国保に加入し、9月1日から会社等の健康保険に加入しました。9月以降が納期の国保税は納付しなくてもいいですか？

A12 豊見城市の国保税は、4月から翌年3月までの1年間分の保険税額を、7月から翌年3月までの計9回の納期で割って、各期別に納めていただく保険税額を算出しておりますので、第1期の保険税額が7月分の保険税額ということではありません。

今回のように、年度の途中で会社等の健康保険に参加された場合は、**Q8**の**A8**にあるように、国民健康保険の脱退手続きが必要となりますが、年税額や脱退の時期によっては、手続き後に保険税額が残る場合があります。納めすぎとなった税額は、還付金としてお返しいたしますので、税額変更の通知書を受け取るまでは、納期限どおりの納付をお願いします。

なお、会社等の社会保険と納付が重なる場合がありますが、対象としている月はそれぞれの保険者で別々に計算しておりますので、基本的には保険税が社会保険料と二重払いになることはありません。（社会保険の加入・喪失と国保の加入が同じ月に発生する場合は例外です。）

Q13 私(世帯主)と妻に7月中旬に納税通知書が届きました。同じ世帯でなぜ2通も納税通知書が届くのですか？

A13-1 4月から7月までの間で別世帯ではなかったですか。例えば、6月1日に世帯合併した場合、4月から5月までは奥様(妻)も世帯主ですから、4~5月分については、国保税の納税義務者となります。6月以降は、ご主人様が国保加入者の場合は、6月以降の税額につきましては、ご主人様と奥様の合算で算定されております。

A13-2 4月から7月までの間で世帯主変更されませんでしたか。例えば、6月1日に世帯主を変更した場合に、前世帯主が奥様(妻)とすると、4月から5月までは奥様(妻)が世帯主ですから、4~5月分については、奥様が国保税の納税義務者となります。6月以降につきましては、ご主人様が世帯主ですから、6月分以降はご主人様が納税義務者となります。

Q14 納税通知書が届きましたが、納付が困難な場合はどうすればいいですか？

A14 個々の事情を伺いながら、分割納付等の納付方法について相談を行いますので、ご相談ください。

Q15 国保税の減免・軽減制度があると聞きましたが、こういった制度ですか？

A15 保険税を納めるのにお困りの場合、一定の条件に該当する場合は、国保税の減免・軽減を受けることができます。

詳細は、市ホームページ掲載の「[国民健康保険税の減免・軽減制度について](#)」をご覧ください。

Q16 国保税を滞納し続けると、どうなるのですか？

A16 国保税を滞納すると未納期間に応じた措置がとられます。

- ①【督促】 納期限を過ぎると督促が行われます。督促手数料や延滞金が発生する場合があります。
↓ [それでも滞納が続くと…]
- ②【短期被保険者証】 通常の保険証の代わりに「短期被保険者証」が交付されます。保険証の有効期限が短いので、頻繁に更新手続きが必要になります。
↓ [納期限から 1 年を過ぎると…]
- ③【資格証明書】 保険証を返してもらい、代わりに国保の被保険者の資格を証明する「資格証明書」が交付されます。「資格証明書」は被保険者であることを証明するだけのもので、保険証のようにはなりません。そのため、医療費は全額自己負担することになります。
↓ [納期限から 1 年 6 ヶ月を過ぎると…]
- ④【給付の差し止め】 納期限から 1 年 6 ヶ月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。
↓ [さらに滞納が続くと…]
 - ・ それでも滞納が続くと、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。
 - ・ そのほかにも財産の差し押さえなどの処分を受けます。40 歳以上、65 歳未満の国保加入者がいる世帯では、介護保険の給付も制限される場合があります。

[- 目次へ戻る -](#)

Q17 延滞金とは何ですか？また、どうして支払う必要があるのですか？

A17 国民健康保険事業は、被保険者の皆様に納めていただく保険税で運営が成り立っています。そのため、定められた納期限内に納付された方と納付がなかった方との不公平をなくし、税負担の公平性を確保するため、地方税法第 723 条に基づき延滞金が加算されます。

[- 目次へ戻る -](#)

Q18 国保税を納めたはずなのに、督促状が届いたのはなぜですか？

A18 すでに納めた国保税に対する督促であれば、行き違いで督促状が発送された可能性があります。ご了承ください。

納期限を過ぎると督促状が発送されますが、金融機関等の窓口で実際に国保税を納めてから、役所で入金確認が取れるまで、1 週間ほどかかります。そのため、すでに納めたはずの分について、督促状が発送されてしまうことがあります。

確かに納めたかどうか、後で確認ができるよう領収書は大切に保管しておいてください。

[- 目次へ戻る -](#)

Q19 分納誓約を交わしたのに、督促状が届いたのはなぜですか？

A19 分納誓約の手続きの際にご説明差し上げて、ご了承いただいているかと存じますが、分納誓約中にかかわらず保険税の未納がある場合は、地方税法 726 条に基づき、納期限から 20 日以内に督促状を発送しなければならないと定められているからです。

誓約どおりに納付していただいている場合は、督促状は破棄していただいても構いません。

[- 目次へ戻る -](#)

Q20 最近、国保税の口座振替手続きをした覚えがないのに振替されているのはなぜですか？

A20 以前に口座振替の申し込みをされている場合は、口座振替の解除手続きをしていただかない限り登録自体は残ります。

口座振替の手続きをされている方で、国保資格の喪失等で国保税の納税義務者ではなくなった場合は、口座振替の廃止手続きを金融機関窓口で忘れずをお願いします。

再度国保加入（同一世帯内の方が国保へ加入したなど）又は納付方法が特別徴収から普通徴収に変更となった場合は、過去の登録口座より振替がされる場合がありますのでご注意ください。

[- 目次へ戻る -](#)

Q21 国保税の納付について、口座振替の手続きを済ませているのに督促状が届いたのはなぜですか？

A21 口座振替の手続きを済ませているにもかかわらず、振替開始以前の国保税は振替できません。開始以前の未納分の督促状、または口座の残高不足により振替ができず、その後も納付がなかった場合が考えられます。

[- 目次へ戻る -](#)

Q22 年度の途中で 75 歳になり、後期高齢者医療保険に移行しますが、保険税は二重払いにならないですか？

A22 当該年度の 4 月 1 日以降に 75 歳になられる被保険者につきましては、あらかじめ 75 歳を迎える誕生日の前月までの国保税を計算して請求いたしますので、保険税が後期高齢者医療保険料と二重払いになることはありません。ご安心ください。

[- 目次へ戻る -](#)

Q23 医者にかからなくても、国保税は支払わなくてははいけないのですか？

A23 国民健康保険制度は、加入者の皆さんが、それぞれの所得や加入人数等に応じた保険税を出し合い、万一の病気やけがなどの時に安心して十分な医療が受けられるよう、また、出産育児一時金や葬祭費を支給する等、お互いが助け合っていくための制度です。

加入者の皆様に納めていただく保険税で支えられている制度ですので、ご理解とご協力をよろしくをお願いします。

[- 目次へ戻る -](#)

Q24 なぜ前年中の所得で国保税を計算するのですか？

A24 社会保険の場合は、加入者に対しその年に企業等が支払う標準報酬額・報酬月額によって保険料の額が決定することから、加入者の給与額を把握している企業等が報酬に応じた社会保険料を毎月の給与から差し引く形で納付しています。

しかし、自営業者や農業・漁業従事者、退職された方が多く加入する国保の場合は、加入者の毎月の所得額を事前に把握することは困難であることから、年単位の確定申告や住民税申告という形でしか加入者の所得を把握することができないため、住民税と同様に前年中の所得で課税計算を行うよう法律で定められているからです。

[- 目次へ戻る -](#)

Q25 国保税の所得割は、どのような所得が課税の対象になりますか？

A25 具体例は、下記のとおりです。

利子所得、配当所得、不動産所得、事業・その他の事業所得、給与所得、一時所得、雑所得、土地等の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地建物等の短期・長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得の金額、株式等に係る配当所得の金額（分離課税として申告したものを含む）、先物取引に係る雑所得等の金額、条約適用利子等に係る利子所得等の金額、山林所得、専従者給与所得の金額

※障害年金、遺族年金、雇用保険、退職金（年金の形で受け取る場合を除く）は、総所得金額等には含まれません。

※国民健康保険税における所得割額の算定の際には、下記の控除が認められています。

純損失の繰越控除、青色事業専従者控除、事業専従者控除、長期・短期譲渡所得等の特別控除

[- 目次へ戻る -](#)